

平成21年3月3日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
産業ファンド投資法人
執行役員 倉都康行

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当投資法人第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらまずは後記の投資主総会参考書類をご検討ください。その後、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年3月17日（火曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、当投資法人現行規約第41条として「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、投資主様が保有されている議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<当投資法人現行規約抜粋>

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目2番1号
東京會館11階「シルバールーム」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人がご出席の際は、当投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当投資法人のホームページ（<http://www.iif-reit.com>）に記載いたしますので、ご了承ください。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、当投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定であります。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴う投資口電子化に対する対応のため、第7条、第8条、第11条及び第32条を変更します。
- (2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行に伴い、主要投資対象及び対象以外の資産の範囲の明確化を行い、当投資法人現行規約と関係法令との字句等の統一を図るなど、所要の変更を行うため、第11条及び第18条を変更します。
- (3) 租税特別措置法の改正により、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の一つである借入先の定義が変更されたことに伴い、第20条を変更します。また、金銭の分配について今後の法令改正等に対応するため、第25条を変更します。
- (4) 第1期の営業期間経過に伴い、第53条を削除します。
- (5) その他、字句の修正を行うとともに、条文整備等のために、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>本投資法人は、<u>投資主（投資証券に関する保管及び振替制度に基づく実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）</u>の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>	<p>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>
<p>第8条（投資口の取扱いに関する事項）</p> <p>本投資法人の<u>投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）</u>への記載又は記録、<u>投資証券の再発行その他の</u>手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第8条（投資口の取扱いに関する事項）</p> <p>本投資法人の投資主名簿への記載又は記録その他の投資口に関する取扱いの手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>
<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 以下に掲げる不動産等（以下「不動産等」という。）</p> <p>～ （記載省略）</p> <p>次に掲げるものを信託する信託の受益権（付随する金銭等と合わせて信託する包括信託を含む。）</p>	<p>第11条（資産運用の対象）</p> <p>1. 本投資法人は、前条の基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 以下に掲げる不動産等（以下「不動産等」という。）</p> <p>～ （現行どおり）</p> <p>次に掲げるものを信託する信託の受益権（付随する金銭等と合わせて信託する包括信託を含む。）<u>（受益証券が発行されている場合を含む。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>()不動産 ()地上権及び不動産の賃借権</p> <p>(2) 以下に掲げる不動産関連資産 (以下「不動産関連資産」という。) (記載省略) 資産の流動化に関する法律 (平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)(以下「資産流動化法」という。) に規定する優先出資証券 (当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限る。) 投信法に規定する投資信託の受益証券(当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限る。)</p>	<p>()不動産 ()地上権及び不動産の賃借権</p> <p>(2) 以下に掲げる不動産関連資産 (以下「不動産関連資産」という。) (現行どおり) 資産の流動化に関する法律 (平成10年法律第105号。その後の改正を含む。)(以下「資産流動化法」という。) 第2条第9項に定める優先出資証券(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。) 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限る。) 投信法第2条第7項に定める投資信託の受益証券(当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限る。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>投信法に規定する投資証券 (当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限る。)</p> <p>(3) 金銭を信託する信託の受益権 (信託財産を主として不動産等又は不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものに限る。)</p> <p>(4) ~ (6) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) ~ (2) (記載省略)</p> <p>(3) 国債証券</p> <p>(4) 地方債証券</p> <p>(5) ~ (6) (記載省略)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(8) ~ (9) (記載省略)</p>	<p>投信法第2条第14項に定める投資口(当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限る。)</p> <p>(3) 金銭を信託する信託の受益権 (信託財産を主として不動産等又は不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものに限る。)(<u>受益証券が発行されている場合を含む。</u>)</p> <p>(4) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>(3) 国債</p> <p>(4) 地方債</p> <p>(5) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>(7) 前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (<u>受益証券が発行されている場合を含む。</u>)</p> <p>(8) ~ (9) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(10) 貸付信託法（<u>昭和27年法律第195号。その後の改正を含む。</u>）第2条に定める貸付信託の受益証券</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権、同法第30条第1項に規定する専用使用权、同法第31条第1項に規定する通常使用权、温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利、<u>中間法人法（平成13年6月15日法律第49号。その後の改正を含む。）に基づく中間法人の社員たる地位、会社法（平成17年法律第86号）に定める合同会社の社員たる地位</u>その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができる。</p> <p>5.～6.（記載省略）</p>	<p>(10) 貸付信託法（<u>平成18年法律第109号。その後の改正を含む。</u>）第2条に定める貸付信託の受益証券</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とする。）及び特定の不動産に付随する商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）第18条第1項に規定する商標権、同法第30条第1項に規定する専用使用权、同法第31条第1項に規定する通常使用权、温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含む。）</u>会社法（平成17年法律第86号）に定める合同会社の社員たる地位その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができる。</p> <p>5.～6.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第18条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権 信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した後に、その信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産等については、前2号に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p>	<p>第18条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 金銭、不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権 信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した後に、その信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純資産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産等については、前2号に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 有価証券</p> <p>()証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき計算した価格をもって、証券取引所に上場されている有価証券を評価する。</p> <p>()その他の有価証券 証券会社等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(6)（記載省略）</p> <p>(7) デリバティブ取引 原則として、公正価額をもってデリバティブ取引を評価する。ただし、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p>	<p>(4) 有価証券</p> <p>()金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所が開設する取引所有価証券市場における最終価格に基づき計算した価格をもって、金融商品取引所に上場されている有価証券を評価する。</p> <p>()その他の有価証券 金融商品取引業者等から気配相場が提示されているときは、原則として当該気配相場により評価する。気配相場が提示されていないときは、原則として社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって、その他の有価証券を評価する。</p> <p>(5)～(6)（現行どおり）</p> <p>(7) デリバティブ取引 原則として、公正価額をもってデリバティブ取引を評価する。ただし、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) その他 上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、投信協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p>(8) その他 上記に定めがない場合は、当該資産の種類ごとに、投信協会の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p>
<p>第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権 信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した後に、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純財産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p>	<p>第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び金銭の信託の受益権 信託資産である不動産、地上権又は不動産の賃借権については、前号に従って評価し、また、信託資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した後に、信託資産合計額から信託負債合計額を控除して計算した信託純財産額をもって、当該信託の受益権を評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合出資持分資産である不動産等については、前2号に従って評価し、また、匿名組合出資持分資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した後に、これらの匿名組合出資持分対応資産合計額から匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した匿名組合出資持分対応純資産額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p>	<p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合出資持分資産である不動産等については、前2号に従って評価し、また、匿名組合出資持分資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの匿名組合出資持分対応資産合計額から匿名組合出資持分対応負債合計額を控除して計算した匿名組合出資持分対応純資産額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p>
<p>第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的） 本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（但し、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>	<p>第20条（借入れ及び投資法人債の発行目的） 本投資法人は、第10条の基本方針に従い、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15に規定する機関投資家に限る。）からの借入れ及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。本投資法人は、投資法人債の発行にあたり、投資法人債を引き受ける者の募集、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務（但し、当該投資法人債が短期投資法人債である場合において投資法人債原簿を作成しない場合を除く。）発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務その他の事務を、法令の定めにより他の者に委託する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1)（記載省略）</p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第25条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>1. 投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額（<u>法令改正等により当該金額に変更があった場合には変更後の金額とする。以下同じ。</u>）を超えて分配するものとする。</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>第32条（費用）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) <u>投資証券の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。）</u></p> <p>(2)～(12)（記載省略）</p>	<p>第32条（費用）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) <u>投資口の発行に関する費用</u></p> <p>(2)～(12)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第36条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、投資主総会がその直前の決算期から3か月以内 に開催される場合、当該決算期 の最終の投資主名簿に記載され た投資主をもって、当該投資主 総会において権利を行使するこ とのできる投資主とする。 2. 前項の規定にかかわらず、役員 会の決議により予め公告をし て、一定の日における投資主名 簿に記載された投資主又は登録 投資口質権者をもって、その権 利を行使すべき投資主又は登録 投資口質権者とすることができる。 	<p>第36条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、投資主総会がそ の直前の決算期から3か月以内 に開催される場合、当該決算期 の最終の投資主名簿に記載又は 記録された投資主をもって、当 該投資主総会において権利を行 使することのできる投資主とす る。 2. 前項の規定にかかわらず、役員 会の決議により予め公告をし て、一定の日における投資主名 簿に記載又は記録された投資主 又は登録投資口質権者をもっ て、その権利を行使すべき投資 主又は登録投資口質権者とする ことができる。
<p>第53条（経過措置）</p> <p><u>本投資法人の第1期の営業期間は、 本投資法人成立の日から平成19年12 月末日までとする。本条は、第1期 営業期間経過後、これを削除する。</u></p>	<p>(第53条削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員倉都康行は、平成21年3月25日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成21年3月26日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成21年2月4日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人 の投資口数
(くら つ やす ゆき) 倉都康行 (昭和30年6月23日)	昭和54年4月 株式会社東京銀行 入社 昭和57年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ロンドン 平成59年8月 バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル ホンコン 平成60年12月 株式会社東京銀行 資本市場第三部部長代理 平成元年9月 バンク・オブ・トウキョウ・キャピタルマーケット ロンドン アソシエイト・ディレクター 平成8年4月 バンカーズ・トラスト マネージング・ディレクター 平成9年8月 チェース・マンハッタン銀行 マネージング・ディレクター 平成13年4月 リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役(現任) 平成17年3月 株式会社沖縄金融特区研究所 取締役(現任) 平成17年12月 株式会社フィスコ・コモディティー 取締役(現任) 平成19年3月 当投資法人執行役員就任(現任) 平成19年6月 セントラル短資オンライントレード株式会社 非常勤監査役(現任) 現在に至る	0口

(注) 上記執行役員候補者は、当投資法人との間に特別の利害関係はありません。上記執行役員候補者は、現在、当投資法人の執行役員として、当投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員滝口勝昭及び本多邦美の2名は、平成21年3月25日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成21年3月26日から2年間となります。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び当投資法人現行規約第42条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人 の投資口数
1	(たき ぐち かつ あき) 滝口勝昭 (昭和16年9月1日)	昭和38年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計士事務所 昭和57年6月 同 パートナー 昭和58年11月 同 ニューヨーク事務所 日系企業担当部日本連絡責任者 昭和60年6月 監査法人三田会計社設立 代表社員 平成2年2月 監査法人トーマツとの合併により監査法人トーマツ代表社員 平成9年6月 同 常務代表社員 同 戦略ビジネス部門代表 平成13年6月 監査法人トーマツ エグゼクティブマネジメントグループ メンバー デロイトトウシュートーマツ ボードオブディレクター メンバー デロイトトウシュートーマツ ガバナンスコミティー メンバー 平成16年9月 DTTグローバルマニュファクチャリングインダストリーグループ 会長 平成19年1月 滝口勝昭公認会計士事務所 所長(現任) 平成19年2月 財団法人石橋財団 監事(現任) 平成19年3月 当投資法人監督役員就任(現任) フェニックス・キャピタル株式会社 非常勤監査役(現任) 日本リバイバル債権回収株式会社 常勤監査役(現任) 平成19年4月 中央大学専門大学院国際会計研究科教授(現任) ゴールドバック株式会社 非常勤監査役(現任) 平成19年6月 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 非常勤監査役(現任) 平成20年6月 日特建設株式会社 非常勤監査役(現任) 現在に至る	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人 の投資口数
2	(ほん だ く み) 本多邦美 (昭和47年3月10日)	平成11年4月 常松・築瀬・関根（現長島・大野・常松）法律事務所 平成12年3月 春木・澤井・井上（現東京丸の内・春木）法律事務所 平成14年9月 モリソン・フォースター法律事務所 平成15年8月 春木・澤井・井上（現東京丸の内・春木）法律事務所（現任） 平成19年3月 当投資法人監督役員就任（現任） 現在に至る	0口

(注) 上記監督役員候補者は、いずれも当投資法人との間に特別の利害関係はありません。上記監督役員候補者は、いずれも、現在、当投資法人の監督役員として、当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成21年2月4日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人 の投資口数
(にし かわ よし と) 西川 嘉人 (昭和39年4月16日)	昭和62年4月 東京建物株式会社 入社 平成2年4月 同 都市開発事業本部 平成7年4月 同 ビル営業部 平成9年1月 株式会社東京建物アメニティサポート出向 平成11年4月 東京建物株式会社 投資事業開発部 平成12年10月 同 ビル事業本部 平成15年10月 ラサール・インベストメント・マネジメント株式会社 ナショナルダイレクター 平成18年11月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 経営企画部 新規事業担当部長 平成19年2月 同 インダストリアル本部 不動産投資部長 平成21年1月 同 インダストリアル本部長(現任) 現在に至る	0口

(注) 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人との間に特別の利害関係はありません。上記補欠執行役員候補者は、現在当投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のインダストリアル本部長です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人 の投資口数
<p>(う さ み ゆたか) 宇佐美 豊 (昭和33年4月28日)</p>	<p>昭和59年10月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 国際部 平成元年7月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）駐在 平成2年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ドイツ）駐在 平成5年7月 アーンスト・アンド・ヤング（ベルギー）駐在 平成8年9月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）国内監査部門 平成11年8月 アーンスト・アンド・ヤング（米国）短期駐在 平成12年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現新日本有限責任監査法人）リスクマネジメント部長 平成18年10月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員辞任 平成18年11月 マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社設立 同代表取締役就任（現任） 現在に至る</p>	<p>0口</p>

(注) 上記補欠監督役員候補者は、当投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、当投資法人現行規約第41条による「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内3丁目2番1号
東京會館11階「シルバールーム」

電話：03-3215-2111

交通：JR

東京駅丸の内南口より徒歩10分

京葉線東京駅より徒歩5分

有楽町駅国際フォーラム側口より徒歩5分

地下鉄

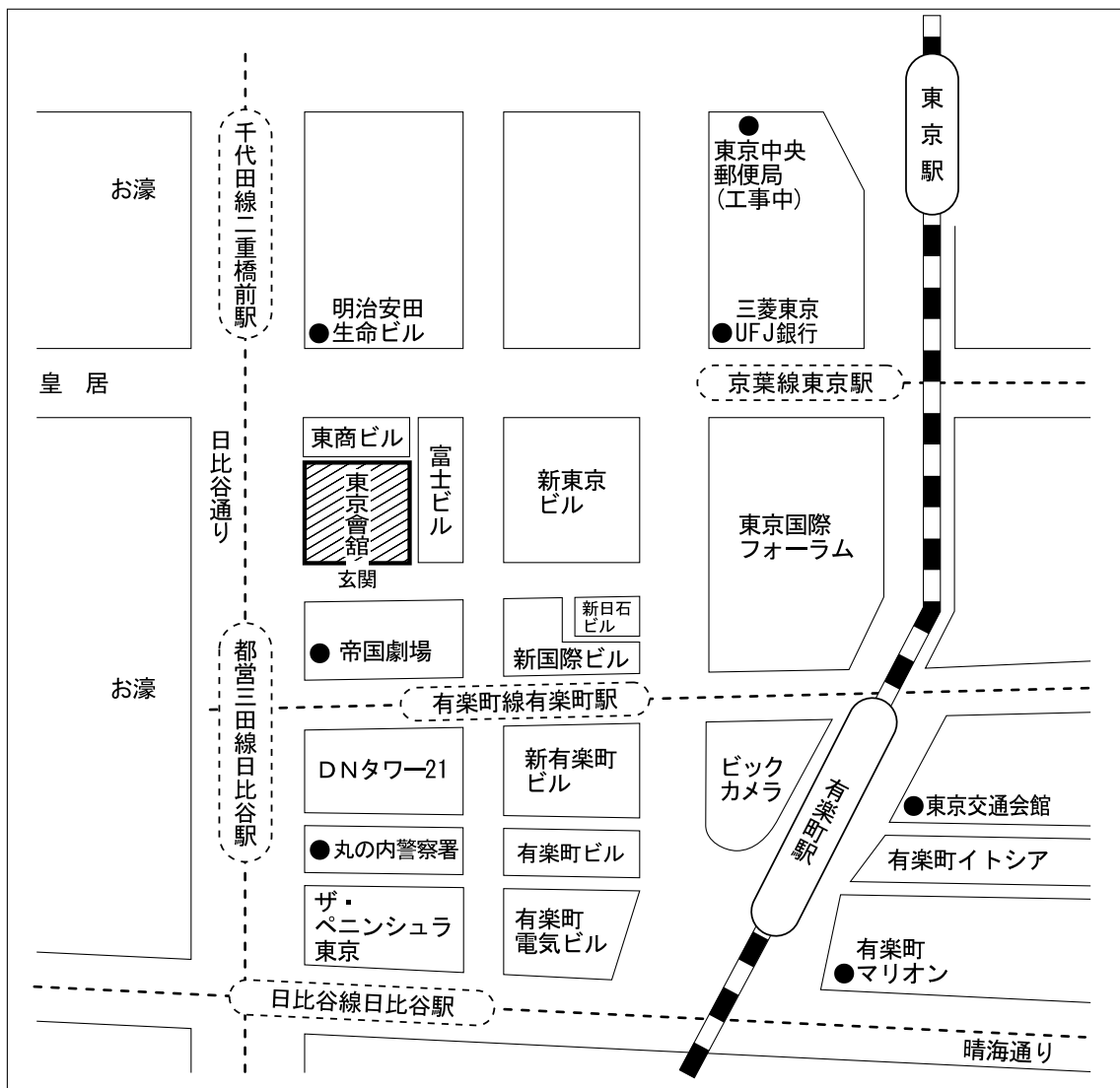
千代田線 二重橋前駅

有楽町線 有楽町駅

丸ノ内線 東京駅

日比谷線 日比谷駅

三田線 日比谷駅



お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。